

**札幌市公式ホームページリニューアルプロジェクト支援業務
公募型企画競争 提案説明書**

本公募は、令和6年度予算の成立を前提として実施するものである。

1 業務の名称

札幌市公式ホームページリニューアルプロジェクト支援業務

2 本書の目的

本書は、「札幌市公式ホームページリニューアルプロジェクト支援業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の概要

札幌市が令和8年度に予定しているCMSの再構築を含めた札幌市公式ホームページリニューアルが円滑かつ効果的に実現できるように、情報分類・サイト構造の見直し、CMSの機能調査や必要機能の検討などの各種準備に加え、別途委託予定の「CMS入替再構築業務（仮称）」の業者選定、業務進行に関する支援、コンテンツ品質検証等を行うもの。

業務内容については、別紙仕様書のとおり。仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせによって受託者了承の上で変更する可能性がある。なお、仕様書に記載する事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。

4 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする

(4) 予算規模

49,692,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

※この金額は企画提案にあたっての規模を示すものであり、上記金額をもって契約することを保証するものではない。

5 企画提案における留意事項

(1) 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画提案内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述するとともに、以下について明記すること。

ア 本業務に類似する過去の業務実績

イ 実施体制、スケジュール

ウ 「3 業務の概要」及び別紙仕様書に記載する業務内容を実現するための具体的かつ効果的な実施方法、留意すべき視点など

- (2) 本市の仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、留意すること。
- (3) 企画内容は、提案者が確実に実施できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。
- (4) 効果が期待できる業務の追加や、その他、仕様書に記載の範囲を超えて、本業務の目的に資する独自の提案があればそれを示すこと。

なお、業務の追加提案があった場合、最終的に実施するかどうかは、委託者と協議の上で決定する。

6 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 年度～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。
- (8) 過去 5 年間に 1 万ページを超える公共機関ホームページにおいて本業務と同等の業務の履行実績があること。

7 制約事項

札幌市では、本業務で作成する CMS 入替業務仕様書（案）等に基づき、令和 7 年度以降に「CMS 入替再構築業務（仮称）」の実施を予定している。

本業務を受託した事業者及びその関連事業者（親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者という。）は、「CMS 入替再構築業務（仮称）」の競争に参加することができない。

8 提出書類

- (1) 参加意向申出書（様式1）
- (2) 企画提案書
仕様書を熟読のうえ、上記5に留意し、下記9に従い作成すること。
- (3) 参考見積書(自由様式。ただし、積算の詳細がわかるよう、内訳を記載すること。)
- (4) 本業務と同等の業務の履行実績（自由様式。相手先、業務内容、該当ホームページのページ数に触れること）

9 企画提案書作成の作成方法

- (1) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「札幌市公式ホームページリニューアルプロジェクト支援業務」と記載すること。また、企画提案書はA4サイズとすること。ただし、実施スケジュール等は必要に応じてA3サイズを可とするが、企画提案書全体をA4サイズに揃え1冊にまとめること。
- (2) 1部は参考見積書とともに製本し、社名及び代表者名を表紙に記載したうえ、本市の競争入札資格者名簿の登録申請に使用した判を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という。）。
- (3) 正本の表面には「氏名（法人の場合はその名称又は商号）業務企画提案書」と記載すること。
- (4) 判を押さない企画提案書・参考見積書を9部作成すること（これを「副本」という。）。副本は表紙に社名を記載しないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと（ページ番号を記載するなど落丁対策を講じること。）。
- (5) 正本を除き、会社名及び会社名が類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」又は「◎◎社」、氏名については、「◎◎」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること
- (6) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。複数案の提案は認めない。
また、提案は、上記4(4)予算規模の範囲内ですべて実施できるものとし、選択式の提案もしくは予算を超えたオプション提案などによる提案は認めない。

10 申込方法・スケジュール

- (1) 仕様書等及び参加に必要な書類の入手方法
募集要項は下記ウェブサイトからダウンロードする。
<https://www.city.sapporo.jp/koho/hp/renewal/renewalproject.html>
- (2) 質問の受付及び回答
 - ア 受付期限
令和6年2月13日（火）17時まで【必着】
質問書（様式2）に記載のうえ、電子メールにより受け付ける。件名は、「札幌市公式ホームページリニューアルプロジェクト支援業務に関する質問」とすること。電話での質問は受け付けない。
 - イ 回答
原則として、令和6年2月16日（金）17時までにホームページで公開する（質問

- を行った法人名等は公表しない)。期限までに到着しなかった質問には回答しない。
- (3) 参加意向申出書、企画提案書、参考見積書及び本業務と同等の業務の履行実績の提出
- ア 受付期限
令和6年3月1日(金)17時まで【必着】
- イ 受付時間
9時から17時まで
- ※ 持参又は郵送での提出とする(必着)。電子メール、ファクスでの提出は認めない。
- (4) 連絡先・問い合わせ先・書類の提出先
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市総務局広報部広報課 担当:林
電話 011-211-2036 ファクス 011-218-5161
メールアドレス: koho.chosei@city.sapporo.jp
- (5) その他
- ア 書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更及び追加は、原則として認めない。
- ウ 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

11 審査

(1) 企画競争実施委員会

業務委託契約の優先交渉団体選定のため、「札幌市公式ホームページリニューアルプロジェクト支援業務企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)を設置する。

(2) 審査方法

ア 本業務の審査は、本市が設置する実施委員会が、企画競争参加者が提出した企画提案書等について企画提案審査会(ヒアリング)での審査を実施し、採点を行う。予算規模上限の範囲内で、最低基準点(企画提案審査会出席委員数×200×0.5)を超え、合計得点の最も高い者を契約の優先交渉団体とする。

【企画提案審査会(ヒアリング)について】

- ・ 令和6年3月14日(木)13時から札幌市役所本庁舎での実施を予定
- ・ 出席者は総括責任者を含め最大3名までとし、オンライン会議方式(Zoom等)での参加または、対面とオンラインの併用による参加も可とする。
- ・ 当日は事前に提出した提案資料の投影用として本市が所有するモニター及びHDMIケーブルの使用は認めるが、それ以外の備品や対面とオンラインの併用のために必要な備品及び通信環境については企画提案者が用意すること。
- ・ オンライン会議方式での参加を希望する場合は、上記10(3)の受付期限までに申し出ること。
- ・ ヒアリングは1者あたり25分(説明15分、質疑10分)を想定し、順次個別に行う。(ヒアリング時間を変更する場合がある。)

- ・ ヒアリング時間等詳細については、参加者に別途通知する。

イ 審査結果

契約候補者の決定後、速やかに審査結果を申込団体全員に文書で通知する。

ウ その他

- ・ 参加者数によっては、事務局による一次審査(書類選考)を行う場合がある。
- ・ 参加者が1者となった場合でも、最低基準点(企画提案審査会出席委員数×200×0.5)を超えた場合に限り優先交渉団体とする。なお、実施委員会による合計得点と同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

12 評価基準

評価項目及び評価基準は、別紙1「評価基準表」のとおりとし、総合的に判断する。

13 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で評価委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

14 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

15 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

16 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

17 契約条件

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、実施委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することとする。

18 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、契約候補者となった企画提案者（以下「契約候補者」という。）は、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、札幌市はあらかじめ契約候補者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権を始めとした、いかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 契約候補者の企画案を札幌市が利用することについて、第三者から権利侵害の訴えやその他の紛争が生じたときは、契約候補者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するとともに、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。